訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

## 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!



#### クーリング・オフの手続きの手順

- 契約書面を受け取った日を含めて8日以内 (例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。 コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で 送ります。
- 支払ったお金は、全額返金されます。 商品の引き取り料金は業者負担です。

#### ハガキの書き方の例)

#### 通知書

次の契約を解除しますの

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇

契約金額 00000円

販売会社 株式会社×××× 口口営業所 担当者△△△

支払った代金000円を返金し、 商品を引き取ってください。

令和00年0月0日

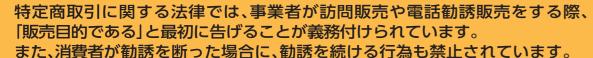
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号

**氏**名 0000

クーリング・オフができる場合・期間など

# 詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。





クーリング・オフ期間を過ぎていても、 専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。

## あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

## 東京都消費生活総合センター

(日・祝日・年末年始はお休みです。) 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

### 消費生活相談

**☎03-3235-1155** 

受付時間:月~土曜日 午前9時~午後5時

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

局番なし 27188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります

#### 消費生活センターって どんなところ?

消費生活センターでは、消費者が商品を 購入したり、サービスを利用した際の販売 方法・契約・品質・価格など、消費者と事業 者間のトラブルに関して、専門の消費生活 相談員を配置し、トラブル解決のための助 言、あっせん(消費者が当事者として事業者 と交渉する際の手助け)、情報提供などを 行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど 周りの人からの通報や問い合わせも受け 付けています。

### 関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーシ



高齢者の消費者被害のご相談は

高齢者被害110番

**☎03-3235-3366 ☎03-3235-1334** 

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー 等からの通報・問い合わせは

高齢消費者見守りホットライン

または

お近くの消費生活相談窓口 につながります

消費者ホットライン

局番なし22188



**東京都の情報サイト** 東京くらしWEB 検 素 ▼ www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp



# 「あれっ?おかしいな?」と思ったら、ためらわず相談!悪質商法をみんなで防止!



# 「お試し価格」で購入したら、 安いしお試しだけ 買ってみようかな。 健康食品 今ならお試し 3 5回分購入の 契約になって いますよ。

「定期購入が条件」だった! 翌月… ₽*000,* [[]" また届いた。 あれつ?



お試しだけの つもりだったのに・・



◆通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

#### ここが見守りポイント!

●見慣れない商品が増えたり、定期的に 同じ商品が届いていないか気にかける。



通信販売には、法律上のクーリング・ オフ制度はありません。

# 「安くなる」はずが、前より高額になった!



◆事業者の説明をうのみにせず、 契約内容をしつかり確認する。

◆必要がなければきっぱり断る。

通信回線契約は、クーリング・オ フ制度の適用がありません。電気 通信事業法により「初期契約解 除制度」などの類似した制度があ ります。

ここが見守りポイント

● 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。



SMSのほか、はがきや封書を送りつける

手口もあります。



◆売るつもりのない品物の売却を迫られたら、



いったん品物を渡してしまうと、 取り戻すのは困難です。